

報道発表資料

(府同時)



令和6年6月18日
京都市保健福祉局

〔担当：動物愛護センター〕

電話：075-671-0336

京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
都（みやこ）ちゃん



新しく猫をお迎えしたい方は
ぜひ、御参加くださいニャン！

令和6年度「猫の見学会&ミニセミナー」の開催

京都市と京都府が共同で設置運営している京都動物愛護センター（愛称：動物愛ランド・京都）では、京都動物愛護憲章の理念に基づき、保護した犬猫の適切な譲渡事業を推進しています。

この度、保護猫の譲渡を更に促進するために、猫の譲受を検討している方や、猫の飼い方を勉強したい方を対象に、「猫の見学会&ミニセミナー」を開催します。

1 開催概要

(1) 日時

令和6年7月6日（土）午後1時～午後3時

ミニセミナーと見学会を1セットとして、各回30分ずつ計4回開催（各回の内容は同じ）

※ 動物愛護センターにおける猫の保護頭数と譲渡希望件数を鑑み、今後も必要に応じて同様の事業を開催します。

(2) 場所

京都動物愛護センター（〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地）

(3) 対象

京都府在住の方

(4) 定員

各回20名程度

2 内容

(1) ミニセミナー

- ・ 当センターで保護される猫について
- ・ 猫の飼い方について
- ・ 譲渡制度について

(2) 見学会

猫の譲渡室を御見学いただきます。

(3) 譲渡申込書記入（希望者のみ）

譲渡要件を満たす方で猫の譲渡を希望される方は、譲渡申込書を御記入ください。

3 注意事項等

(1) 注意事項

- ・ 猫をお譲りするにあたっては、いくつかの条件があるため、見学会当日に猫をお譲りすることはできません。譲渡要件や譲渡の流れについては、当センターのホームページを御確認ください。

(<https://kyoto-ani-love.com/information/owner/>)

- ・ 当センターには、既に譲渡が決まっている、又は手続中の猫がいます。また、譲渡申込をいただいた場合であっても、猫を御紹介するまでの間に、他の方への譲渡が決まる場合がありますので、予め御了承ください。

(2) 参加費

無料

(3) 申込・予約

不要



動物愛護センター
ホームページ

4 問合せ先

京都動物愛護センター

〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地

電話番号：075-671-0336

E-mail: kateidoubutsu@city.kyoto.lg.jp

※ 受付時間：午前9時～午後5時

(休所日（毎週木曜日、木曜日が祝日の場合は翌平日）を除く。)

京都動物愛護憲章について

京都市と京都府が、平成26年12月12日に共同で制定した憲章で、「人と動物が共生できるうおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、様々な人々がそれぞれの立場から動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するためのよりどころとなるものです。自治体が動物愛護に関連する憲章を制定したのは、日本で初めてとなります。

【京都動物愛護憲章】

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうおいのある豊かなまちにすることを目指します。

わたくしたちと同じようかけがえない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。